

緊急地域雇用特別事業の改善・継続を求める意見書

長期不況とリストラ「首切り」などによって、失業率 4.7%（2000 年）、完全失業者 320 万人（同）にも及び、失業者の雇用と生活を守る課題は一刻も猶予できない事態である。労働者・国民の収入と可処分所得は年々低下し、消費支出が落ち込み、そのことが長期不況を脱出できない最大の要因になっている。

この長期不況を打開し、景気を回復するためにも、失業者・高齢者の就労要求を実現することは、重要な課題である。ところが、2000 年の有効求人倍率は、0.65 倍で、失業者が職安に行っても職につけない状況が続いている。

高齢者は、「社会保障・社会福祉を充実させて欲しい」「元気なうちは、働き続けたい」と願うが、高齢労働者の働く場は、ほとんどない。

シルバー人材センターも、臨時的・短期的または短時間の「生きがい」対策に限られており、生活のために働きたい、働かねばならない高齢者の要求を充足するものとなっていない。

政府は、「30 万人の雇用創出」を掲げ、2,000 億円の「緊急地域雇用特別交付金」（平成 11～13 年度）事業を実施した。この事業は緊急の雇用対策として効果が期待できる事業である。しかし、全体として予算規模が小さいこと、「6 ヶ月の短期雇用」であることや事業種目が限定されていることなどによって、失業者を雇用する上で十分な対策になっていない。

雇用情勢が悪化したまま推移すれば、いっそう住民の暮らしが脅かされ、景気回復も困難となり、地域経済が崩壊しかねない。

よって、本市議会は、政府に対し、次の事項を強く要望する。

記

- 1 各自治体が、「緊急地域雇用特別交付金」を有効に活用できるよう大幅に増額するとともに、事業内容の改善と運用を緩和し、2002 年度以降も引き続き事業を継続すること。
- 2 失業者・高齢者に対する緊急の就労事業をつくること。

上記、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 13 年 6 月 21 日

三鷹市議会議長 中山和政